

## 第11回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年4月4日(金) 18:30~20:30

場 所 市役所本庁舎 8階 大会議室

### 1 開 会

### 2 事務局からの報告事項について

- ・「会議の進行について」、「自治基本条例テーマ別意見の集約について」説明

(委員長)

配布した用紙については、あくまでメモ程度にとどめて当日の皆さんの意見発表の参考になるような形にとどめるのが良いのか、あるいは提出していただくのが良いのか、どちらが良いか。

(敦賀委員)

自分の準備のためのメモ程度で、委員長がおっしゃったようで良いのではないか。

(委員長)

色々負担が掛かるのは確か。また逆にこういうものを出すことによって、義務づけることによって(会議に)何となく出づらくなったなどということにならないか。ただでさえ2回、3回と続けてお休みになると、議論の流れがわからなくなってしまっ、その後出席しにくくなるというケースも、こういう委員会の場合よくあるのでちょっと心配しているのだが、どうだろうか。

(佐々木委員)

私も前回は意見を言わせていただいたが、私は自分で勉強するのが目的なので、メモ程度でよいのではないか。事前に提出して、皆さんの意見を集約して、事務局が作って、委員の方に配るという手間をかける必要はないのではないか。当日持ってきてそれぞれの意見を発表するので良いのではないか。

(委員長)

あくまで参考にしていただくということで良いか。

(板本委員)

メモであれば、この項目にこだわる必要はないか。

(委員長)

必要ない。ただ、メモでもこういうのがあるとメモもしやすいのではないか。もちろんメモであればこれにこだわる必要はない。

(川田委員)

私は出すなら出しても良いと思っている。義務付けるとそれこそ負担になるかもしれない。全員がこれを基にして時間をとって議論をするだけの時間的余裕がこの会議には絶対に足りないと思う。自分で考えて書いて、皆さんの配ってほしいという委員がいても、よいのではないか。

(委員長)

事前に出す方がいれば出してもらって、当日〇〇委員の意見という形でお配りしても良い、ということでしょうか。

(市居委員)

書いたときと、その時と、意見が違うかも知れないが、ご了承いただけるか。

(委員長)

書いたときと当日の流れの中で変わってくるということもある。

その程度ということでよいか。出したい人はだす、別に出す必要もないという処理にしたいと思う。

### 3 情報の共有について

(委員長)

最初に、前回の確認を事務局に願います。

(事務局)

前回の確認事項だが、まずは情報共有ということで、条例の、ここでは大区分と言っているが条例上は章ということで、情報共有で章を一つ立てようということ。条項立てについてはなるべくわかりやすくできれば「です・ます」調の条文にしてほしいということ。情報の章立てについては「情報公開」「情報提供」「個人情報の保護」ということで議論した。その中で一定程度共有ということが議論の中で出てこなかったもので、私のほうで「情報共有」という観点での条文も必要ではないかということでご理解いただいた。情報提供ということで必要な部分に関しては、「多様な」「公平」「市民の皆さんすべてに」またスピード感という話もでたので「すみやかに」「わかりやすい」というイメージで情報提供をしてほしい、という議論の中で条例案を作らせていただいた。

(委員長)

今日は検討資料として、情報共有の具体的に案が出ているので、皆さんで議論してもらいたい。色々な自治体の条例も参考にして、やっていただきたい。

一番は、形容詞的な表現がどこまで必要か、形容詞の表現の仕方というところは意外に微妙な部分が出てくるので、ぜひ注意していただきたい。例えば、情報の共有の最初に「市は市民自治によるまちづくり・・・」と書いてあるが、「市民自治による」という言葉は必要なのか、「市民自治による」という言葉以外の表現はできないか、そもそもまちづくりなんだから「まちづくり」だけでよいのではないかと、といったようなこと。また「公正で民主的な市政」というところはこの表現の形容詞で良いのかといったようなこと。そのあたりも含めて議論していただきたい。

(事務局)

検討に入る前に、こちらで作った条例案について若干説明したい。

前回の議論を基に条例案を作ったが、表の見方については、ゴシック体の「すみやか」「わかりやすく」「公平」「多様」が前回出たキーワード。あと、議論の中で「情報共有」について章立てをし、条文は「共有」「提供」「公開」「保護」という条例のつくりになっている。ただ、入っている言葉、盛り込んだものが少なかった。①の「住民自身によるまちづくりを進めていくため」ということについても、こちらでも他都市のものを見たり、また、情報の提供についても情報公開条例の条文を引用したりという形で条文を作ったという状況である。ここに①から⑧までであるが、議論の中で、本当に私どもが考えたこういう言葉で良いのかどうかということを議論してほしい。

また議論を進めるにあたって議論の経過もホワイトボードに書きながら進めたいがよろしいか。

(委員長)

相互に関連するのでどこからでも良いことにする。

(板本委員)

項目についてだが、大項目が「情報の共有」だが、中項目でもまた「情報の共有」があるので、入れ

る必要があるのか。「共有」という部分を「提供」と「公開」の方に入れば、「提供」も「公開」も全部「共有」を含んでいるので、ここに一項目入れる必要があるのか。

(委員長)

この間の議論の中で「情報の共有」という言葉が意外とわかりにくいので、章はあるがその章の中にまた「情報の共有」を入れたほうが良いのではないかという議論流れだったと思うが。

(事務局)

「情報の共有」と入れたのは、「提供」「公開」「保護」となると今までの情報公開や情報提供というものに何となく特化してしまうような気がする。そういう意味で、双方向というか本当に情報が共有できれば良いなというイメージで書いたものである。例えば章が重複しているということになると、章を「共有等」とするか。法制的に良いかどうかわからないが。そういった意味では「情報の共有」という条文はあったほうが良いのではないかというイメージで作ったものである。

(川田委員)

②の項目の最後のところの「市民との情報の共有に努めます」という表現だが、これだと言葉の定義にはならない。では、共有とは？ということになると、「情報の共有」の項に戻るのかということとぐろになってしまってわからなくなる。

その他の検討事項の「公聴の考え方をどう取り入れるか」ということを参考にしてほしいとあるが、共有というからには上から下に流すだけでなく、市民の広い意見を吸い上げようということが共有なんだという議論が前にあったが、そういったニュアンスがこの条文の中には盛り込まれていない、説明がない。主語が「市が」になっていて、上流から下流にというような情報の流れを円滑にしようというふうには読めるが「市民との情報の共有に努めます」というくだが、ではこれが具体的には何を指すのかが良くわからないと思った。

(委員長)

そうするとむしろ「市民の側も積極的に情報収集に努めなければならない」といったような文句が入ったほうが良いと思うか。

(川田委員)

私が想定していたのは、市民から市、自治体の方へ意見を吸い上げるシステムという風に考えている。そういう考え方というのが、この「情報の共有に努めます」というくだりの中にはないということ。

(委員長)

情報の共有がもう少しわかりやすくなるといけないが、小項目の中にはよく見えないということではよいか。あえて小項目にこういうものを置いたのだから、それをもう少しわかりやすく情報の共有について、一条立てるのならそうしないとしないと。

どんな文句が入るといいか。

(川田委員)

主語は「市は」と始まるが、これも良いのかどうか。

(板本委員)

この「市」というのは市および議会という意味か。

(委員長)

それはこれからどう定義するかによる。

(板本委員)

はっきりしないといけない。議会の条項もあるので。

市および議会とするか、市の中に議会も入れてしまうか。

(委員長)

市というものをどこまで定義するかということはやっぱり出てくると思う。稚内市のように最初から市というものを定義しないと、市というものは一番ある面ははっきりしないかもしれない。

稚内では市には議会はいれていない。市は市長と教育委員会と選挙管理委員会と監査委員と公平委員会と農業委員会と固定資産評価審査委員会というように最初に用語解説している。

(板本委員)

稚内の方では議会の条項は入っていないのか。

(委員長)

市が保有する情報を積極的に（議会に）提供する、ということになっている。

議会は別途「市議会」という項目を立てて、その中に入れている。

入れ方の問題はいつもあるが、ただ市と市議会を一緒にするというのは難しいかもしれないので、「市と市議会は」というような持っていき方はできるかもしれない。ただ、市の中に市議会を入れるというのは厳しいかもしれない。議会は議会としての立場がある。「市および議会は」という入れ方はできるかもしれない。つまり執行機関も議決機関もどちらも情報を出さないといけない、という風にも言える。

市議会の責務という形では出すが、情報の共有という時には一般的には市が議会にもちゃんと情報を提供しなくてはならないというニュアンスのほうが強い。だから、むしろ市民との情報の共有の中に、議会も市民に入る場合がある。市は行政情報を一手に持っていて、それを議会や市民にもちゃんと情報を流しなさいという趣旨のほうが、情報共有のところに入れる場合には強いような感じがする。なので、改めて議会が情報を出すという時は、市議会の責務の方に入れる、というのは多いと思う。前提となっているのは、圧倒的に情報を持っているのが市だというもので、その情報を積極的に公開をして市民や議会と情報共有を図るという主旨だと思う。

(川田委員)

前回我々が考えたのは、機関としての市と、市民とその間での情報共有をどうしようかということに終始していた。機関としての市をどこまで含んでいるのかということも議論の対象になっていなかった。それを今日言うなら、自治体の機関としての市と、その下に見える市民との間で共有を図ろう、そのためにどう変えたら良いのかという議論だったと思う。

(委員長)

議会をどっちに入れるかというのは、「市と市議会は」という手もあるかもしれないが、むしろ「議会も市民」という観点でここは言うておいて、改めて議会は責務のほうで情報公開するという話になるというように。議会にも情報が流れていないなど、函館ではそういうことはないと思うが、自治体によってはある。

さっき川田さんがおっしゃっていた「情報共有をもっとわかりやすく書かなくてはいけない」ということについてはどうか。

それと、形容詞的な「市民自治による」という言葉が必要なのかどうか。

(板本委員)

下のほうは「情報の提供」の方は市民自治によるまちづくり活動となっているが、「まちづくり」だけで良いのではないか。

(委員長)

あえて情報の共有のところを川田さんの言うようにもう少し踏み込んでわかりやすくするのであれば、

例えば「積極的に市民との情報の共有に努めます」となっているが、「市の保有する情報を積極的に」のような表現が入っても良いのではないか。「市の保有する情報を積極的に示して（提示して）、市民との情報の共有に努めます」とかがあれば少しは。

（板本委員）

提供の部分と少し重なってくるが。

（大江委員）

具体的にこう考えてみると、共有という言葉が、この条文で結局何を言おうとしているのかが、真剣に考えれば考えるほどわかりづらくなっていく感じがする。もっと極端に言うと、もっと理念的な感じで書いた方が逆によいのではないか、入れるなら。

とぼし読み風に読むのであれば、こういう条文でもよいが、じっくり読んでいくと、ん？という感じがする。情報の共有とはどういうことなのかがよく読むとわからない。

（委員長）

はじめから情報の共有を外して、情報の提供から入ってしまうというやり方はどうか。

（大江委員）

共有というものをもう少しうるさく、「市の持っている情報を可能な限り広く深く市民に提供して一緒にまちづくりを、その情報のもとにこうしていこう」というようにいうのならば「共有」という言葉ももう少しイメージが出てくるのではないかと思うが、ずっと通り過ぎてしまうと、簡単に言ってしまうと共有とできないものを共有と言ってしまうと、目標のような感じで「なるべく共有に近づけよう」という理念的な、理想とか気高い条文にした方が、個人的には、残すのなら良いのではないかと思う。

（委員長）

情報の共有というので一項目を立てるのがいいのか、立てないほうが良いのか、かなりいろいろある。私がやった稚内と帯広では情報の共有というのは言っていない。すぐに提供の方に考えている。だが自治体によっては情報の共有というものを最初に（言っている）。特にこの間の議論の中で、共有というのがよくわからないから入れた方がいいというようなことがあった。

（大江委員）

少なくともこの検討委員がイメージしている「情報の市と市民の共有」というのがどういう状態なのかというのがある程度共通のイメージがないときつい。提供とか公開とかは誰しもが割りと共通に持っている面だと思うのだが。

情報の共有というのは、通常私の語感で言うと、同種の間とか同じレベルというか、基本的には同じ種類の友達同士など同じグレードの機関なり人たちなりが、情報を持ち合うというようなイメージが僕にはある。全然種類の違う組織、市という機関と、市民である個人が情報を共有するというのはレベルが違うもので果たしてどういう状態になるのかって言うのが、つめていくとわからなくなってくる。

（委員長）

今までだと、圧倒的に独占的に市が情報を持っていて、市民があまり情報に接してこなかったというところはある。やっぱり市民参加とか協働とかという言葉が最近出てきて、まちづくりにもずいぶん市民参加がされている。市民参加をしていくにはやはり情報が市の保有する情報を積極的に流してもらわないとまずいだらうという趣旨である。もともと情報を持っている量というのも圧倒的に違うわけで、市と市民との間で、それを少しでも近づけていこうということだと思う。

（事務局）

今、私どもの方で共有ということを書かせていただいたが、具体的なイメージというか、何をイメー

ジして書いたかということ、要は、ちょっと「公聴」とはイメージが違う。「公聴」というのは「聞きますよ」ということ。「共有」は何をイメージしたかということ、市は情報を積極的に出す、市民もその情報をより積極的にもらう、要は「出しっぱなしではない」とか市民が足りない（と感じる）という状況ではなく市は積極的に出す、住民もそれをちゃんと受け取る、こういうイメージが共有と言うことで書いた条文である。これが条文に一致しているかは別にして、私どもが思い描いた「共有」というのはそういうことであるので、それをもって「それは共有ではない」ということであれば、また議論していただきたい。

(委員長)

あるいは情報の共有と言うところが難しければ、はじめから提供、公開、個人情報の保護をやっけてからもう一度共有に戻ってもいいのではないかと。

情報の提供についてはどうか。私は、「まちづくりに関する情報を」となっているが、まちづくりということに限定する必要はないわけで、「市の保有する情報を」だと思うが。「市の保有する情報を市民に速やかにわかりやすく公平に提供することに努めます。市は多様な手段により情報を提供することに努めます。」ということではないか。

(敦賀委員)

確かに「まちづくりに関する」というのは必要ないと思う。

(委員長)

「市の保有する情報」だと思う。「速やかにわかりやすく公平」「多様な手段」というのは前回議論中で皆さんから出されたキーワード的な言葉なので、これは入れていく必要があるのではないかと。

(川田委員)

「まちづくりに関する情報」というのは何？という感じがする。

(委員長)

形容詞的な表現と言うのは非常にわかりにくい、出来るだけ曖昧模糊はなくしていくと言うことは必要。

(川田委員)

この③の部分で「市の保有する情報を」という風にするのは差し支えないということか。

(委員長)

私はそう思う。それでよろしいか。「まちづくりに関する」というのはやめて、「市の保有する情報を、市民に速やかにわかりやすく公平に提供することに努めます。」「市は多様な手段により情報を提供することに努めます。」

(板本委員)

良いが、前段もうすこし何か入れた方がよいのではないかと。形容詞はあんまり使わない方が良いが、突然「多様な手段」だけあるから、「市は広報紙、ホームページ等多様な手段で」とかにした方が。パブリックコメントとか。あまりたくさん列挙する必要はないが、膨大にあるので。二つくらい入れておいたほうが、突然「多様な手段」とあって、多様な手段というのはなんだろうかという疑問も出てくるので、何個かついた方が。

(委員長)

いくつか入れましょう。事務局なら何を入れるか。

(事務局)

役所的に言わせていただくと、条例という言葉の思い浮かんだときに、具体的に列記すると言うのが、

なかなかむずかしい。

(委員長)

必ず1年2年やってもうやめるというものではもちろんまずいが、ずっとこれからも続けていく、これまでもやってきた、特にこれからも続けていくであろうというものは入れてもいいとは思ふ。

(事務局)

当然広報紙というものはある。それと今の情報化の社会と言うことであればホームページ等ということになる。「広報紙とホームページ等多様な手段」ということでよいのではないか。やはりその2つが大きいか。

(大江委員)

それだと、「多様な手段」というインパクトが少ない。「何だ、前と同じだ」という・・・。「多様な」ということをせつかく入れているのだから、「こういうのでもやるのか」というようなイメージがほしい。条例的には難しいのかもしれないが。

(市居委員)

既存にあるものを打ち出していかないと、市民の方もなかなか理解できないのではないか。既存にあって市政はこだてとホームページというきちんとしたものがあって、そのほかにもこれからこうやってやっていく、といういろいろな方法がある、ということではよいのではないか。

(委員長)

1年2年で消えてしまうようなものは絶対にまずいので。具体的に書いているところというはあるか。

確かに「多様な手段」と書かれて簡単に終わってしまうと言うのも何かちょっと物足りない気もしないでもない。

(事務局)

他都市の例で言うと、札幌をみると「適切な情報伝達手段」という言い方である。第1回目の資料で、情報提供の部分。情報公開、第26条の2項。「適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供すること」をやるというようなこと。

(川田委員)

具体的な手段というのは難しいかもしれない。

(委員長)

逆に言うと、広報紙とホームページならばよいと思う。これからもやっていくものであるから。あまり具体的で2～3年でやめてしまうような市の政策的なものを盛り込む必要は全然ないし、盛り込んではいけない。しかし広報紙やホームページなどというように、わかりやすさをモットーに自治基本条例を作るのであれば、その程度はいける、というように思う。

「市は、広報紙、ホームページ等多様な手段により情報提供することに努めます」という表現にしても、わかりやすさをモットーにする条例であればあってもいいと思う。

(事務局)

ちょっと視点をかえてもいいか。具体的に盛り込む方法と、例えばその前段第1項に「速やかにわかりやすく公平に提供することに努めます」という条文になっているが、なんとなく今読んでみると“公平に提供する”ということは公平に提供するために多様な手段により情報の提供に努めるということも言えるのではないか。なので、具体的にあげると言う考え方で、1項を分解して、公平に提供するために多様な手段、というような視点というのはいかがか。

(委員長)

「市民に提供する」ということであるから、多様な手段ということではなくて・・・、「市民に公平に」であるが？

(事務局)

公平にするために多様なもの、というイメージだが。

(委員長)

ただ「公平に」というと、もう少し強い意味があって、特定の人たちにだけ出すとかそういうものではない、という話であるので。

(板本委員)

二重の意味がある。多様な手段というのも、公平だけではないのではないか。

(大江委員)

「多様な手段」は、今2つ感じていて、他の市と比べると「多様な手段」と結構踏み込んだ表現で、他は「適切」レベルで終わってるので「多様な手段」は結構函館的のかなり踏み込んだ前進というか進歩した表現なのではないかと肯定的な感じの一つ、ただ、市報、ホームページ等多様な手段だと、多様じゃないじゃないかという、もう一つ何かないか、書き方は。この二つを思っている。基本的には賛成だが。

(委員長)

多様なというのは前回もずいぶん出たので、これが入ると言うのは良いですね。

(事務局)

ホームページや市政はこだでのほかに、もっと有効な方法をその時々考えていくという意味でとらえているが。

(市居委員)

ということは、わりとテレビとかラジオとかでも打ち出す他にも、個々の情報も考えていくという意味合いでよいか。

(大江委員)

「広報、ホームページをはじめとした」とか、「に加えて」とかあとは表現方法を、読み手のほうが「あ、それだけじゃないんだ」と。それはあくまで代表例、事例であって、それに加えて頑張って市がいろいろな手段を考えようとするべきだ、というような読み手の側にイメージが来るようにできれば問題はないのでは。

(委員長)

「広報紙、ホームページをはじめとして」ではどうか。

(庁内プロジェクトチーム)

福祉的な観点はどうだろうか。例えば目が不自由な方だと音声でやるとか、例えば映像でだとか、活字でだとか、電子媒体でだとか、そういうような多様な手段で情報を伝えるということもある。

(板本委員)

特殊な例を前に持ってくるか、さっき言った恒常的な例を持ってくるかで、全然ちがう。どっちをもってくるか。



(委員長)

「はじめとして」とすると少し「多様」が生きてくるかもしれない。確かに「多様な手段」という言葉だけの方が、「広報紙、ホームページ等」とするとちょっと「ああ、いつものやつで」というような話で「多様」という言葉の持つ意味が薄れるかもしれない。

(大江委員)

せっかく「多様な手段」という良い言葉が入っているのだから、それが生きるような何か表現が何かあるのではないか。

(委員長)

「はじめとして」だとまずいか。広報紙、ホームページ以外のものがいっぱいあるというニュアンスにはなる。そうすると、障害者の方ももちろん入ってくる。とりあえず「はじめとして」としておき、あとでまたでてくるので、「広報紙、ホームページをはじめとして多様な手段により」ということにする。

#### 4 情報の公開について

(事務局)

この情報の公開については、市の情報公開条例があり、その目的の中から引用している条文になっている。

(川田委員)

見るとすれば⑤ぐらいか。④と⑥についてはどうしようもない。市政に関する情報というのをどう表現するか、ぐらいしかない。

(敦賀委員)

これでいいのでは。

(委員長)

「この公正で民主的な」とか、形容詞をどこまでいれるかなのだが。さっきも具体的なことを入れると言うのは良いのだが、非常に抽象的な文言でこういうものが入る必要があるのかどうかということだが。

「市民の知る権利を保障し、市政に関する情報について原則として公開します。」でも良いと思う。

(大江委員)

市政の方が良いのだろうか。さっきは「市が保有する情報」だった。

(委員長)

ここも本当は「市が保有する情報」になる。

「市の保有する情報について原則として公開します。」と、それが正しいと思う。提供もするし、公開もするという事。

(板本委員)

「適切な方法により市の保有する情報を原則として公開します。」とか。

(委員長)

そうですね「市民の知る権利を保障し、」。ここは、大江先生、情報公開審査会のメンバーとしてどうか、あまりこまごまとしたことは入れなくてもよいか。

(大江委員)

考え方によると思う。何のために情報公開を求めるのかどうかというのは、実はすごく大事ではある。

特に行政側にとっては。まちを良くするために使ってほしいということはあるので、入れたら入れたで意味はあると思う。何かのために……。ただ、公開のための公開というのもそれはそれでよいのだろうが。結論としてはあってもなくてもいいのだが、あったらあったで意味はあるとは思う。

(委員長)

もしあったら、どういう表現になると思うか。

(大江委員)

これはやはり「公正で民主的な市政」……市政かどうかはわからないが、そういったポジティブなとか積極的な目的のために情報公開をみんなで使いましょうという意味はあると思う。

それがすごく効果的かどうかはべつとして、考え方としては、文書法制課をごまかせるために公開をやるのではなく、函館市の市政、まちづくり等の発展のためにやるのだということは、理念的には正しい書きぶりだと思う。

(川田委員)

委員長ちょっとお聞きしたいが、これは基本条例をつくろうと考えているわけで、その上位か下位かわからないが情報公開条例というのがあって、この第〇条をどう書くかによって将来的に情報公開条例が制約なりなんらかの影響を受けるというのは考えられるのだろうか。

(委員長)

この条文だけで言えば、何も（影響は）無いだろう。「公正で民主的な市政の発展のため」という表現も含めて、情報公開条例にも載っているのか？

(事務局)

載っている。この言葉は若干つまみ食いになるが情報公開条例に基づいた定義ということになる。

(委員長)

ただ、自治基本条例だともう少しそれを集約化して形容詞的な表現をどこまで盛り込むかということはあると思う。私は、もう少し簡潔に書くのだったら「公正で民主的な市政の発展のため」というのを入れる必要があるかどうかと言うのは情報公開条例にはあるが、というところはある。

(川田委員)

基本条例のレベルには必要ないのではないか。

一面では抽象度は高いけれども、ないよりもわかりやすければ入れた方がよいということか。

(委員長)

そう。相反してもいない。

では、「市政に関する情報」は「市の保有する情報」として、「市民の知る権利を保障し」も良い、「原則公開」も良い。その形容詞はどうするか。なくてもストンとくるが。

(板本委員)

個人的にはなくてもいいと思う。「知る権利を保障するため」というのも大事であるから……。公開条例のことをここで触れなくても良いのか。

(委員長)

触れなくてもよい。解説の所では、根拠となる条例はちゃんと載せないといけないと思う。

(板本委員)

よそで、入れているところもある。

(委員長)

どちらでもよいですね。それは最後に議論してはどうか。どうしても根拠となる条例を解説に入れる

か条文の度に入れていくかというのは。

(川田委員)

根拠となる、という考えなのか。条例があって、その下にそれを具体化した個別条例という位置づけで。

(委員長)

個別条例があって、自治基本条例はそれを踏まえて作る、という形である。だから、根拠となるという言い方は変かもしれないが。

では、「公正で民主的な」という表現はどうするか。お二人は取ったほうが良いと言う意見だったが。

(敦賀委員)

「市民の知る権利を保障し、市の保有する情報を公開する」という条文で。

(委員長)

あってもなくてもわかるものは、出来るだけ除いた方が良いということ。

## 5 個人情報の保護について

(委員長)

ここは、「適正に取り扱う」という表現もあるし、ただ個人情報保護条例だと「厳重に管理」のような表現になっていなかっただろうか。「適正」だけであったか？

(板本委員)

「適正」は非常にあいまいな表現であるが。

(委員長)

ここで言う「適正な」というのはその後具体的に書いてあるので、第1条が「適正な取り扱い」で良いのだが、自治基本条例の場合はどうだろうか。「適正に取り扱う」というわずか一行の中に入ってくると、ちょっと曖昧模煇な感じがしないでもない。

(大江委員)

タイトルが、「個人情報の保護」であるから、この条文だと積極的に開示請求しようとする条文なのだという風になってしまうとちょっとニュアンスが(違う)。特に我々市民は、情報を握っている市役所という機関から情報が漏れることを敏感に思っているので、「適正に扱う」というと「自由自在に、気をつけては扱うが」という感じがあるので、「保護」という言葉は入れた方がいいと思う。

(委員長)

この、個人情報保護条例の第1条で言っている「適正な取り扱い」だが、それが第2条以降で書いているのを見ると、中身を見ると「厳重な管理」ということである。

(大江委員)

第3条では「個人情報の保護に努めなければならない」という条例である。

(委員長)

かなり強い意味での「管理」である。

(長尾委員)

その保護するというのを、下に付け足せばいいと思う。

情報の提供のように2をつけて、保護するというのを書けばよいのではないか。

(川田委員)

第2項をつけるのなら8の部分で2項に切り出した方がすっきりするのでは。

(委員長)

「厳重な管理」と、もう一つは「開示請求」。

(川田委員)

二つに分けて、第1項で適正な取り扱いと厳重な保護をうたい、第2項で開示請求等で自分の情報のコントロールを認める、ということ。

(佐々木委員)

二つに分ける方が良いと思う。

(委員長)

適正に取り扱う、というものと厳重に管理というのを両方入れる必要があるのか、そもそも「適正な取り扱い」という表現も非常にわかりにくいので、ここはすぐ最初に「厳重に管理します」という表現にしてしまうとか、どちらが良いか。

また、「市は開示請求等の権利を保障します。」という第2項を作るということである。この「管理」はかなり厳しい制限を受けている、個人情報保護条例の中では。「適正な取り扱い」という表現があるかどうか。「厳重な管理」という表現だけでも良いような気がする。

(市居委員)

厳重に管理はするが情報は公開するのだからやはり、厳重に管理した上できちんと取り扱いするということを入れておかないと、厳重に管理するだけではいけないのでは。

(委員長)

「個人情報を厳重に管理するとともに適正に取り扱います」

個人情報の保護に行き過ぎてなかなか町内会の方が大変だったりするのも確かにあるが、それをどういう表現にするかだが。

(板本委員)

やはり必要な部分は出してもらおうと意味の「適正に取り扱う」か。

(委員長)

出してもらおう、と言う意味の「適切な取り扱い」なので、それを表現するのがむずかしい。

(委員)

必要な情報がないと、必要なサービスが受けられないというところに行ってしまうので、厳重に管理するということも大事だが、そこで一步踏み込んで必要なものは必要として出していく風にしていかなくてはいけないのでは。

(川田委員)

それを誰が判断するかということもでてくる。

(市居委員)

判断するのは、利用者というか情報を、サービスを受ける側である。自分はサービスを受けたいと思うから受けたいと言って伝えればいいのであって、それを言わないからそれを受けたいのか受けたくないのかわからないという状況をつくるのであるから。その公的なサービスを受けたいと思う人が受けたいと言ってくれれば済むのではないか。そしてそうするためにはどうしたらいいかということも出てくると思うが。

(委員長)

個人情報保護の項目の中でうまく入れられるかということだが、市居さんの言っていることはもっと別のところでうまく表現できないかという気もする。この中で入れると、相反するような表現になって

しまう可能性も出てくる。

(敦賀委員)

市居さんの言っていたことに関してだが、今回の福祉灯油の件なども、結局あのような年齢の方々に対してであるから、市ははじめ1万6000人位いるだろうということでスタートしていたが2月10何日ぐらいには5000人くらいであった。あれもやはりもう少し我々町会あたりに情報の公開があれば、「おばあちゃんあなたは適用されるみたいですよ」といって持ちかけていける。結局良いことをやろうとしたのが、おそらく市が目論んでいた1万6000人の半分くらいしかいかなかったのではないだろうか。そして、締め切りがあつて、わかっていたらもらえたというようなものが後からついてくるのが町会の立場から言うとかえってかわいそう。その辺がもう少しわかれば、われわれもこちらの方から声をかけていけるが情報が無い。これは非常に難しいことだ、個人情報保護の関係で。それはやっぱりある程度共有が大事ではないか。いい事も弊害になってしまう。

(委員長)

確かにそれはすごく指摘されている点だが、これを個人情報の保護にうまく書けるかどうか、別のところに書いた方がいいのか。

(敦賀委員)

今年の全道の町内会協議会の大会があるが、これがテーマになっている。講演がある。

(庁内検討プロジェクトチーム)

私は個人情報保護の担当だが、敬老祝い金の関係で町会の方から何歳以上の方の名簿が欲しいといわれることがあつて、その際にはこちらは差し上げたいのだが中には「どうして言ったんだ」という方がいるので、そのときに市としては、全員が良いのであれば良いが一人でも(いやだと言う方が)いれば、個人情報は簡単には渡さないと言うことがベストであるので、なかなかむずかしい。ただ原則としてはもちろん厳重に事情を加味して、たとえば警察からの照会など公益上の部分については例外として開示できるようにはなっている。個人情報保護は厳重な管理という原則をうたっただけであれば構わないのではないかと思う。

(委員長)

開示等とするのなら全部入れても良い。

(市居委員)

個人情報保護の中で、それをうたっていくということは相反することのなるのでは。

(委員長)

矛盾しそうだ。

(市居委員)

考えていくと先ほど私がお話したことについては、例えば後から出てくるまちづくりだとかの項目のどこかに載せていければよい。

そうすると、この部分については厳重に管理するという表現で良い。

第4回、第5回の時の私たちの意見の集約、項目ごとのものを見ているが、この中にまちづくり等に関すると思われる項目の中で福祉、保健、医療というものがあつたり、安心、安全のところがあつたりするので、その中で飽和的に言い切れれば、そこはそれでいいのでは。

(板本委員)

例えば、「厳重な管理を行い、」ここで切ると、これを盾に出さないと、当然この基本条例にも厳しくなってしまうので、ここに「市民の利益に反する場合を除き、原則として」としてはいかがか。

(大江委員)

法令の縛りが結構きついのでなかなかここでごんばっても難しいのでは。上の方が変わらないと、厳しいと思う。

(委員長)

個人情報保護条例が函館市は出来ているので、それと矛盾するのでは。

(敦賀委員)

個人情報保護条例の中での、市公開情報というのは簡単に言うとうるものがあるか？

(庁内検討プロジェクトチーム)

それは情報公開の条例でのものだが、例えば個人情報、事業者の情報、公開すると市の事業に影響するような、多くは個人情報とか、事業の取引先の情報が書いてあるものが多い。

(委員長)

それはきちんとはっきりしているのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

条例にはきちんと書いてあり、手引きと運用等もきちんとなっている。

(委員長)

ここは「厳重に管理します」という表現にして、第2項は「個人情報の開示請求等の権利を保障します」と。これは大江先生いかがか。個人情報の開示、訂正、利用停止、全部入れた方が良いか。開示等としてよいか。開示、訂正、利用停止、あと削除もある。入れるとしたら4つ入れるしかないし、そうでなければ開示等というか、どちらがよいか。わかりやすさと言う点では、出来るだけ「等」というのはない方がよい。

(市居委員)

解説などで付け加えるという手もあるのでは。

(委員長)

条例の中でもできるだけ「等」という文句を入れないようにするほうが、わかりやすさをモットーにする条例であれば。

(市居委員)

「等」をつけないでやるとなると、長くなってしまって、読む気を失せてしまうという感じがする。

(川田委員)

それを使う方はやりにくい、「等」がなくなると。そこの中から絶対出てはいけない部分になってしまうので。

(板本委員)

「等」があると、説明を求められる、「等」とは何かと。そうすると全部説明しなくてはいけない。

(委員長)

これから先あんまり「等」がなければ、ここは逆に「等」が入った方が良いかも说不定。

(川田委員)

個人情報保護法というのが一つどんと上にあるので、その中で定められてることを書くことはないのではないか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

個人情報保護法は民間の業者さんが対象で、市や国は外れていて、国は別に法律を持っているし、市は個人情報保護条例で一般的に適用されるという関係になっている。

(川田委員)

それを定めなければならないというのは法律の方に書いていることではなかったか。完全実施される前に自治体向けに、一部個人条例保護法が走り出した際に、函館市はそのように説明されていたが。

(庁内検討プロジェクトチーム)

国の方に行政区間の部分の方法が別があり、その中で自治体も同じようなものを定めなさいという規定はされている。

(川田委員)

個人情報保護法でいわれている定義は、市を縛るものではないということか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

はい、直接縛るものではない。

(委員長)

一応「開示請求等」にしておく。では、また最後全部やったところでもう一回見ていくと言う作業もするので。

## 6 情報の共有について

(委員長)

では元に戻って、「情報の共有」についてどのような位置づけにするか。

(川田委員)

この1条は「情報共有とは」ということで書くことになっているはずだがよろしいか。

(佐々木委員)

市民からの意見を市が反映するというのは、登別市のまちづくり基本条例の第2章の2のところに「市は、提供した情報に対する市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努めなければならない」という言葉があるが、市が情報提供したそれに対する市民の意見を反映する、取り入れるという文がひとつ入っているが。

(委員長)

なるほど、これを両方入れることによって両方向性があるということになるか。市民にわかりやすく提供すると同時に、市民の方はそれに意見を出し、それを市はちゃんとまちづくりに反映しなければならない。また市民の方もまた提供された情報をまちづくりに生かさなければいけない、という3段階になっている。すると、そういったものも入れた方がよいか。

(川田委員)

共有に、市の責務と市民も努めなければならないという言葉で、論理化した書き方だ。

1項、2項、3項がセットで初めて意味が出るというものだ。

(佐々木委員)

ここまで書くとわかりやすいかと思う。

(板本委員)

良いが、この登別のは全部が関連している。流れが全部関連している。3つセットでなければ意味がないのでは。例えば函館の今やっているものに提供を入れると、ちょっと違うかもしれない。良い案なのだが、どういう格好で入れるかというのはまた・・・。

(川田委員)

それから「共有」という言葉の意味は、上から下へ下ろすだけではなく、下から上へ吸い上げるシステ

ムを含めて共有と言うのだということを書いてある。

(事務局)

「共有」のイメージだが、その他の検討事項にもあるが、登別市のように「市は市民からの意見、提言等をまちづくりに反映する」といったある意味で言えばパブリックコメント的な部分もあり、どちらかと言うと公聴的な部分ではないかと思う。そうなると、市の責務や市の運営の方に入ってくるのではないかという思いもありつつ、共有のイメージを改めて、先ほど双方向という言葉を確認に使ったが、説明したときには、市は流しっぱなしではなく、「市は積極的に出す、市民も積極的に受け取る」というものが、私どもが考えた「共有」のイメージであった。市は出す、市民からももらうというように、「もらう」ことが共有の定義ということであれば、そういう議論でよいが、私どもが考えているのは、市は積極的に提供する、市民もそれを積極的に受け入れるという、例えば講義のように都合のいい物だけ受け取るのではなく、ちゃんと市民も市が積極的に出したものをちゃんと共有して受け入れる、というものが私どもの考えていたイメージだったので、そのあたりも議論いただきたい。

(川田委員)

共有というよりは、委員会の議論はちょっと広がったように思うが。市が出し、市民が積極的に受けるといふものの逆を行ってもいいのではないか。両方向性というのが前回も特に出ていたので、広いニュアンスで共有という言葉を使っていたように思う。そう表現するためには、情報共有の2行だけではちょっと不足かと思う。

(大江委員)

まず、整理っぽいことを言うと、公聴と言うときに、実は公聴には二つの側面があり、一つはまさに公聴、つまり積極的に教えてもらいたいこと、聞きたいことをどんどん聞いていくこと。しかも情報公開制度を使うというのはあまりにも敷居が高い感じがするし書類も書かなくてはいけなくて、私はインターネットの例を出させていただいたのだが、気軽に目安箱的にどんどん聞いて、わからないことを市に教えてもらうというような、情報を知りたい側がどんどん聞いていくという、そういう公聴が一つの側面にある。もう一つは文句、クレームである。公聴的なシステムを使うと、単純に質問だけではなく意見や提案、文句、クレームも含めて通常きてしまう。まとめて。よく言えば提案、悪く言うと文句、クレームのようなものをここで言う公聴のところにいれるのか、それともそれは市民参加とか市の責務とか、私はこの方がこの場合はすっきりするかとは思いますが、まずその整理をして、質問レベルだけにとどめるならば市民が積極的にとにかくわからないこと、知りたいことを積極的に問いかけることがある種市民の側から見た、積極的な市民の側からの流れの情報の共有の一つの方向性ではないかと思う。ただ、それをどう文章に表現するのか。市民から積極的にどんどん知っていきましょう、どんどん質問してくださいというニュアンスを条文になるのではないだろうか。文句やクレームは別に考えた方がわかりやすいという風に思う。

(委員長)

そっちは市民協働か何かのほうで、パブリックコメントも含めて持って行ってしまおう。

(大江委員)

結局制度としては、公聴制度を作れば両方入ってくる。文句も来るし、質問も来るし、重ね技のようなものも来るし。考え方としては分けた方がよい。

(委員長)

公聴制度とかそういうものは、情報共有には入れないで、市民参加の方に？

これはこの間の最初議論に戻るのだが、私のメモにも“パブリックコメントをどこに入れるのか”とい



うのは書いてある。この間の議論だと、どちらかと言うと協働のほうに入れた方が良いのではないかという意見が多くて、ここには入っていないわけだが。

それから、説明責任も委員長メモには書いたが、あれも市の結局責務の方に入ってくるのではないかと言うセーブの仕方であった。

(大江委員)

公聴の考え方についてとかその他の検討事項については、あんまり公聴を提案とかクレームとか文句のほうにまでは引きずらないで、あくまで情報としての公聴だという絞りはあった方が良くと思う。それでもかなり広いとは思いますが。

(委員長)

例えば情報の提供、公開、個人情報の保護は市が当然やっていくということになるわけだが、情報の共有のところは、非常に単純に「市と市民は」とか「市民と市は」という風にして「まちづくりに関する情報を共有することに努めます」というような文言で済ましてしまうということも出来なくはない。市民と市がまちづくりに関する情報を共有するというのであれば、情報共有という意味も良くわかると思う。

(川田委員)

受け手も動いてくださいというニュアンスも書きたいわけであるから。

(委員長)

そうなれば、そういうことになる。ただ、実際には提供、公開、個人情報の保護で特に提供と公開のところでこれは市の役割や責務とかかなり書くので、情報共有というところでは、市民と市というのは一緒に共有するということは書くが、実際には市の努力が、提供や公開で多いということが示されると思う。ただあまりにも単純な表現になるのだが、もっと重たい意味があると思うので、もう少し議論いたしたい。

(佐々木委員)

帯広市のところもすごく簡単にずばっと書いている。「市民は必要な情報は自ら収集する義務がある」と。

(大江委員)

ここまで書くかどうかは別として、そういう発想は大事。共有と言うからには市民の方からも。

(市居委員)

市民にはどういう情報があるかと言うと、先程大江委員が言ったようにほとんどは意見や提案であり、そうするとどちらかと言うと参加の意味が強いので、この情報になじむかどうかという問題もある。

(委員長)

では、市民参画のほうにそれは入れればいい話で、ということで、そのあたりの判断になるが。

(板本委員)

市民から欲しい情報としては、市民の中では事業者がより持っていると思うが、事業者は自分の利益のためにおそらく出さないだろうから、難しい問題だと思う。

(委員長)

帯広のときは、こういう文言を入れる一方で、例えば第2章の第4条第4項で、「市民はまちづくりに参加、不参加を理由に不利益を受けない」というもう一つ項目を入れた。これはもちろんまた議論しなければいけない点ではある。みんなが簡単にまちづくりに参加できるような話ではないというところはあるので、(この条文を)入れたのだが。

稚内は、情報共有というのは特に設けてはいない。基本的には市の方にウェイトが掛かっていて、市民という形では書いていない。

むずかしい。市民の側の部分と言うのは協働参画などの部分に入れた方が良いのか。

情報共有で、1条設けるかどうかだが。この間の趣旨だと、情報共有を1条設けることによって、情報共有をそこで説明するというニュアンスもあったので、「市民と市はまちづくりに関する情報共有することに努めます」のような表現ならば情報共有というものがわかるかとは思ったが、あんまりなくてもよさそうな気もする。

(市居委員)

「市はまちづくりを進めていくために積極的に情報を発信し、市民は積極的に受け取るよう努めること」ということにしてはだめなのか。

(委員長)

基本的にはそれでいいが、一部市民からの発信があるし、市も受け取らなければならない。圧倒的には、市居さんの言うような部分が多いが。

(大江委員)

やはり、あっさりした「共有に努めます」のような条文しかないのでは。

(川田委員)

市居さんのいうように、ああしましょうこうしましょう、もって、情報の共有に努めましょうという表現もあるのでは。

(市居委員)

考えながら、「共有」と言う言葉をどこかに入れなくてはいけないとおもってやったが、「共有」という言葉を入れると合わなくなってきた、それならば取ってしまった方が良いのだろうか。

(長尾委員)

「共有」という言葉を説明するのに、「・・・共有します」と使うと、この「共有」の意味がわからないので、であれば「共有」という言葉を使わない方が良いと思う。

(委員長)

そのときに発信とこれが、基本的には市のほうからの発信が多くて、受信するのが市民という感じは強いが、一部そうでもないの、つまり市民が発信してちゃんと市が受信しないといけない部分をどう表現すればよいか。

(長尾委員)

長くなってはいけないのか、条文として。全部書いてしまえばよいのでは。

(市居委員)

送ると受け取るのとを両方やればよいのでは、相互に。「市と市民は」というのを頭に持ってきてしまっ、積極的に情報を相互に交換する」となると、まとまりがつくのでは。「双方の有する情報を」という風にしてはどうか。

(委員長)

ただ、情報は市が保有している情報が圧倒的に多いので。

(事務局)

そういう意味では情報共有という部分は、双方向の発信受信というイメージでということが良いか。よければ、一回、その辺でこちらで引き取らせていただき、条文そのものの考え方は今のように相互の情報を発信受信、双方向であるという考え方で、一回条文作らせていただけないでしょうか。

(委員長)

私が「市民および市はまちづくりに関する情報を共有することに努めます」という表現を先ほど言ったが、それでも意味は通じている。つまり情報を共に持つということであるので、市だけではいけないが、「市と市民」がまちづくりに関する情報を共に持つということであるから、情報共有ということにはなっている。あえて、発信とか受信とかいう言葉を使わなくても。

(大江委員)

我々が一周してきて、やはり相互に情報のやり取りを、もちろん力の差はあって、市はいっぱい持っているけれども、それでもわずかながら市民からの矢印もありつつ、相互の、そういう意味での共有だとうことは一通りやってきているのでわかるけれども、ただ条文にしたときは、やっぱり読み手はまた最初に戻ってしまうのでは、「共有って何」というところに。

他に書きようがないのならば、それはそれで、解説をがんばるしかないのだろうか。

(委員長)

それでは、一応今の議論をまとめて、情報の共有については次回までに何点か作ってみたい。

## 7 まとめ

### ☆ 情報の提供

- 1 「市は市の保有する情報を市民に速やかにわかりやすく公平に提供することに努めます。」
- 2 「市は広報紙・ホームページをはじめとして多様な手段により情報を提供することに努めます。」

### ☆ 情報の公開

- 1 「市は市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則として公開します。」

### ☆ 個人情報の保護

- 1 「市は市が保有する個人情報を厳重に管理します（厳重に取り扱います）。」
- 2 「市は個人情報の開示請求等の権利を保障します。」

### ☆ 情報共有

※次回議論

## 8 次回の委員会について

- ① 開催日：4月17日（終了時間は21:00予定）
- ② 「情報共有」について、事務局で整理したものを次回議論する

## 9 閉会